

## 名古屋市地域防災計画の修正案について（主な事項）

### 1 災害対策本部等における本部組織の見直し

令和5年度名古屋市災害対策本部運営訓練の結果等を踏まえて、災害対策本部活動の全般統制・調整機能の強化として、災害時における防災危機管理局の組織を「総括部」から「本部室事務局」に再編するとともに、本部長補佐機能を強化するため、副防災監を新設するなど所要の見直しを行う。

資料 1-3 風水害等災害対策計画編：P6～26

資料 1-4 地震災害対策計画編：P3～P12、P22～P41 等

### 2 風水害の被害想定の見直し

名古屋市防災会議風水害等災害対策部会において、想定し得る最大規模の浸水想定区域図等を踏まえた被害想定の算出を行い、取りまとめた報告結果に基づき、風水害の被害想定の見直しを行う。

資料 1-2 共通編：P1～P9

### 3 緊急通行車両等の事前届出制度の変更

災害対策基本法施行令の改正により、災害時に警察に申出を行い、緊急通行車両等の標章等が交付される制度が廃止され、事前の確認申出により平時に標章等の交付を受けることができるようになったため、記載の修正を行う。

資料 1-2 共通編：P1、P14～P15

資料 1-3 風水害等災害対策計画編：P39～P40、P51～P53

資料 1-4 地震災害対策計画編：P16～P17、P58～P59、P73～P75

### 4 不発弾処理対策計画の策定

不発弾処理について、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置するなど災害応急対策として実施することとしたため、不発弾処理対策計画を新設する。

資料 1-7 風水害等災害対策計画編：第35節 不発弾処理対策計画

### 5 避難情報発令基準の改定

本市の避難情報発令基準について、所要の改定を行う。

資料 1-8 名古屋市地域防災計画附属資料編の主な修正について